



# 主な保険用語の説明

保険用語	説明
約款	ご契約者と保険会社とのご契約内容を記載したものをいいます。
主契約	普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。
特約	主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別な取扱いをする目的で主契約に付加するご契約内容のことをいいます。
特則	主契約(または特約)の保障内容をさらに充実させるためや、主契約(または特約)と異なる特別な取扱いをする目的で主契約(または特約)に付加するご契約内容のことをいいます。
責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)をもつ団体(法人でない場合は団体の代表者)のことをいいます。
被保険者	保障の対象となる人をいいます。
受取人	死亡保険金・入院給付金などを受け取る人をいいます。
保険金	被保険者の死亡・高度障害のときにお支払いするお金のことをいいます。
給付金	不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として入院されたとき、もしくは身体に障害が生じたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
保険料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
支払事由	約款で定める、保険金などをお支払いする場合をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金などをお支払いできない場合をいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者には、ご契約の申込みをされるときに、当社のおたずねすることがらについて、正しくお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。おたずねしたことがらについて、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」として、ご契約またはその被保険者の部分について、解除することがあります。
解除	告知義務違反などにより、契約の全部または一部を消滅させることをいいます。